

労務トラブル対応セミナー

～採用・労働契約終了時の対応について判例を基に分かりやすく解説～

主催（一社）三田労働基準協会（幹事）
（一社）大田労働基準協会

労働者を募集し採用する際、解雇や退職により労働契約を終了する際などには、労働契約法、労働基準法などの法律により様々なルールが定められており、これらのルールに沿った対応を行わなかったことにより大きなトラブルに発展することが少なくありません。

そこで、使用者側で労働法務を取り扱っている弁護士が、労働者を雇入れる際や労働契約を終了する際の実務について、基本的なことから掘り下げた内容まで、最新の裁判例などをもとに分かりやすく解説いたします。

- 1 日時 2026年8月20日（木）14:00～16:00（開場・受付は13:30～）
- 2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター（裏面案内図参照）
- 3 講師 弁護士 中山達夫氏（中山・男澤法律事務所）
- 4 内容

(1)採用トラブル

①内定・内々定・内定辞退、②試用期間、③スポットワーク・スキマバイト、④リファラル採用

(2)解雇・退職・雇止め・懲戒処分に関するトラブル

①解雇の留意点、②退職勧奨の留意点、③雇止めの留意点、④懲戒処分の留意点

(3)メンタル不調に関するトラブル

①受診命令、②私傷病休職

- 5 受講料（資料代・税込） 協会会員5,500円 それ以外の方7,700円
- 6 定員 34名
- 7 申込方法等

(1)裏面「申込書」により大田労働基準協会あて Fax 03-3738-0128 して下さい。

(2)受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」を申込担当者あて Fax 返信いたします（申込書に必ず Fax 番号をご記入ください）。受講料は8月13日（木）までに次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名 三井住友銀行 蒲田支店 ・口座番号 普通預金 3687394

・口座名義 一般社団法人 大田労働基準協会

◇振込人名の前に講習会月日をお付けください

◇法人の種類（カブシキガイシャ等）は、記入せずに会社名を記入してください

（例 0820ミタロウドウ・・・等 イツパンシヤダンホウジンは不要です）

(3)8月13日（木）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。

それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

(4)受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

- 8 問合せ先 （一社）大田労働基準協会 大田区蒲田 5-40-1 法人ビル 3F

電話：03-3738-0118 FAX：03-3738-0128

*この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋の各労働基準協会の共催で幹事協会は三田労働基準協会です。

